

翻 訳

COMMENTARY

財務報告基準のためのフレームワーク：
問題点と提案モデル*

アメリカ会計学会財務会計基準委員会

James A. Ohlson, Stephen Penman, Robert Bloomfield, Theodore E. Christensen,
Robert Colson, Karim Jamal, Stephen Moehrle, Gary Previts,
Thomas Stober, Shyam Sunder, Ross L. Watts 著松 浦 総 一[†]朱 関 如[‡] 訳任 妮[§]

概要

本稿は、新しい概念フレームワーク文章を発展させる際に FASB と IASB が直面している問題に取り組んでいる。はじめに、概念フレームワークが示すべき特徴を提案する。これらの提案の大部分が、既存の概念フレームワークと進行中の FASB と IASB の合同プロジェクトに対する我々の批判に基づいている。次に、我々はこれらの特徴を示している概念フレームワークのモデルを提示する。この概念フレームワークが非常に明確であることを前もって強調しておく。これは、概念フレームワークの文章がどのようにあるべきか、つまり受容可能な会計基準に貢献することに特定の制限を置く、という中心的議論に触れている。我々の目的は、基礎的文章に対して代替的アプローチの広範囲な議論を促進し、このような代替的アプローチの特定の例示を提供することである。

キーワード：FASB；IASB；概念フレームワーク；会計基準；財務報告

JEL Classifications: M40.

* 2008 年に、アメリカ会計学会実行委員会は、財務報告基準のための概念フレームワークに対する代替的アプローチを発展させるように、財務会計基準委員会（以下、本委員会）に要求した。本委員会は、会計基準設定者や規制当局から財務報告の提案に対してコメントするという通常業務に、この要求を追加することに同意した。この要求を満たす方法についての議論の結果として、本委員会は、利害関係者の検討材料のために、定期的に要求それ自体または委任事項、委員会や概念フレームワークの例を作成し、このセッションが意味を持ち続ける限りアメリカ会計学会年次大会で概念問題についてのセッションを開催する、ということを決めた。このセッションは 2008 年のアメリカ会計学会年次大会から始まった。本稿は、2009 年委員会の成果物に従っており、本委員会の支援により作成された最初の概念フレームワークである。以降の委員会は、将来にさらなるこのような努力を行うかもしれない。本講で提示された概念フレームワークは、James Ohlson と Stephen Penman により書かれたものである。コメントを提供した主要なレビュー担当のメンバーは、Karim Jamal, tephen Moehrle, Thomas Stober, そして Shyam Sunder である。本委員会全員（すでに述べたメンバーに加えて、Robert Bloomfield, Ted Christensen, Robert Colson [委員長], Gary Previts [上級調整委員], そして Ross Watts) が、積極的なレビューと起案グループや起案者との議論を通じて参加した。委員会メンバーは理想の概念フレームワークについて各自の考えを有している一方で、我々委員会グループは、全員が同意するような無難なものを作成するのではなく、むしろ関心や議論、新しい思考や討論を引き起こすことに焦点を当てた。この文章は本委員会により作成されたものであり、アメリカ会計学会の公式見解を示しているのではない。

[†] 立命館大学経営学部 准教授

[‡] 立命館大学経営学研究科 博士前期課程 2 年

[§] 立命館大学経営学研究科 博士前期課程 1 年

はじめに

会計基準設定者や多くの会計学者は、会計基準が「概念フレームワーク」に書かれている一連の指針や原則に従うべきである、と主張している。その趣旨において、FASB と IASB は現在、既存の概念フレームワークを置き換えるために包括的なプロジェクトに参加している。このプロジェクトは現在進行中であり、その特徴を定義するものが何か、また最終的な成果物がどのようなものかを推測することしかできない。この目の前の作業は、興味深いと同様に、ほぼ間違いなく挑戦的である。そしてもちろん、大きな政策的意義がある。本稿では、省略的であるが、FASB と IASB が直面している問題を取り扱っているのである。

本稿は 2 つの章から構成されている。第 1 に、本稿では概念フレームワークを定義すべき特徴を定義する。この提案の多くは、既存のフレームワークと進行中の FASB と IASB のプロジェクトに対する我々の批判に基づいている。第 2 に、本稿では、我々の基準を満たすフレームワークのモデルを提示する。我々は、このフレームワークがきわめて明確であることを前もって強調しておく。これは概念フレームワークが行うべきものについての核心に触れている。それは概念フレームワークが受容可能な会計基準を構築するものに特定の制限を置く、というものである。

既存の概念フレームワークが有する問題

米国における現行の概念フレームワークは、概念ステートメント第 1 号から第 7 号 (以下 1-7 号) に制定されており、25 年以上にわたり存在してきた。これらの概念ステートメントは、その影響力において極めて限定的であった。FASB は時折 1-7 号に言及するが、会計基準設定と同じようにこれらのステートメントがどのように最終的な会計基準を統治または制限しているのかを示している具体例をすぐに言及することができない。この新しい FASB と IASB のプロジェクトは、1-7 号が時の試練に耐えられなかったということを暗に認識しているのである。

1-7 号における概念フレームワークは、非常に多くの完全に異なる問題に取り組んでおり、結果として首尾一貫した統合に失敗している。またこのフレームワークは会計基準設定主体が機能すべき範囲を定義しておらず、もちろんであるが、境界を定義することが重要である。それでは、この境界はどのように引かれるべきだろうか。会計基準設定者の背後にある資産及び負債のような会計概念の定義を概念フレームワークははっきり述べるべきであろうか。受容可能な一連の測定属性について何を述べるべきであろうか。資産の認識と非認識についてはどうか。概念フレームワークは、「将来キャッシュ・フローの金額や時期、不確実性の予測」のような財務データを利用者に提供する際に役に立つような目的のステートメントであるべき

か。概念フレームワークは、「信頼性」や「価値関連性」のような質的特性を考慮すべきか。法律上の財産権はないが将来ベネフィットをもつ取引に対する会計の適切な方法として、このような会計問題の解明をもたらすのに十分特定されるべきか。このような種類の問題が際限なく生じうる。FASBとIASBは、基本的なフレームワークのプロジェクトに関わる個人は、プロジェクトが始める前に達成されている必要があるものの範囲を構築することによって十分に提供されるだろう、ということを強調している。

既存のFASB-IASB概念フレームワークのディスカッション・ペーパーは、(例えあったとしても)会計基準設定や補助スタッフ業務が向かうべき方向についての問題に適切に取り組んでいない。このような方向性は、概念フレームワークに関する業務が、何が最終成果物の成功をもたらすのか、についての理解によって導かれるために必要とされている。多様なタスクフォースが何が「良い」財務会計や財務報告をもたらすのかについての完全な範囲を扱う膨大な書類の束を作り出す前に、この問題は最優先課題として取り組まれるべきである。

人々が多くの方向から会計問題に関連しているため、彼らは自然に概念フレームワークが取り組み解決すべきものについて主張をするだろう。議論が多くの問題を取り巻き、「良い」会計と「悪い」会計との間の境界線を定義することが最後に機能する。最終的なフレームワーク文章がどのようなものであれ、概念フレームワークが将来の会計基準の品質と首尾一貫性を強調するということを読者に説得する、という意味がいくらか存在している必要がある。このプロセスを進めるにつれてさらなる議論という精神で、我々は可能な限り明確に2つの問題に焦点を当て、両方の問題について我々の観点を提示する。最初に、次節において、概念フレームワークが示すべき(または示すべきでない)いくつかの有用な(あるいはあまり有用でない)特性を説明する。次に、これらの特徴をもたらし、最も重要な「良い」または「悪い」会計を区別する5つの明確な原則における概念フレームワークのモデルを提示する。本稿の規定は、1-7号とも、継続中のFASB-IASBプロジェクトにおいて我々が確認したものとも対照的である。我々の暗黙の批判により、FASB-IASBプロジェクトに従事している人々が、財務報告実務に発展的な影響を作り上げる方向に概念フレームワークが向かっているかどうかを評価することができる、ということを我々は望んでいる。

有用なフレームワークの特性

本稿の特性についての議論は、常識的アプローチとして我々が考えるものに基づいている。それは会計基準設定の歴史についての我々の解釈やそこから学び取れるものを反映している。我々はこの議論において高等な専門知識を要求しないが、前もって明確にするために、本稿の主張を裏付ける実証証拠の概要を提供せず、あえて明確な前提と厳密な推論に従っていると

しよう。以下で概念フレームワークを詳細に説明する。

●概念フレームワークは、同意しないことが不可能である一般的記述を最も避けるべきである。特に、様々な会計の本質についての全面的な主張は放棄される。だれも不同意できないので、本稿のフレームワークは、「会計基準は財務報告の価値関連性と有用性を最大にするべきである」や「会計基準は、企業の経済的実態の報告が公正かつ客観的であることを保証するべきである」のような「母なる」目的で始まらない。「会計情報は将来キャッシュ・フローの金額、時期、不確実性を予想するために利用者を支援するべきである」のような、より特定の目的は、会計が実際にどのようにあるべきかを決定するための十分明確な方向を提供しない。その主張は妥当であるように思えるかもしれないが、その議論を続けることに価値はない。財務諸表の作成が経済的に重要であることを漠然と含意することによって、このような財務諸表は物語を潤色にする。しかしその財務諸表はもまた、本当に重要な帰結を持たないときに、実際の会計基準が慎重に選択された評価基準に従っているかのように見せかけ続ける。(将来キャッシュフローについての情報を提供するという目的は、損益計算書を有することにより利用者がベネフィットを得ることを示唆しているのだろうか。「はい」という答えが十分公平であるように見えるが、確かにこの主張の背後にある論理を明確にしようとするものは誰でも困難な仕事を与えられる。)これらのフレームワークは、単独では比較的無害(そして賞賛にさえ値する)ものであるが、本当に実行される必要があるもの、つまり規制当局が公表することができる将来の会計基準を制限することにより、利用される特定の原則を提供することからそれてしまっている¹⁾。

●広範囲な制限を課す原則を導く概念フレームワークを有することにより、極めて重要な会計問題が事前に解決されるため、会計基準設定プロセスはより単純に、より一貫したもの

1) 概念フレームワークの事前意見による FASB と IASB の討議資料は、2つの主要な望ましい会計情報の特性として「価値との関連性」と「忠実な表現」に言及している。単独の要求として額面通り受け取ると、我々はだれもがその意見に反対すると考えないし、これらの特性が会計基準設定者によって時折違反されるべきであると主張しない。実際の問題は、実務上の問題としてそれらのインプリケーションは何であるのか、というものである。我々はあらゆる結果を考え出すことが困難である。「発生主義会計は有用な情報を提供する」というような広範囲な概念でさえ、「価値との関連性」から導かれるようには見えない。人は、ほとんどの情報が会計情報の特性「忠実な表現」を違反しない限り、価値関連的であると主張することさえ可能である。もちろん、根本的な原因が「価値との関連性」が極めて一般的すぎるということであるなら、このような議論は有用な目的を全く提供しないだろう。詳細な記述が、この会計情報の特性を重要なものにするために必要であるように思われる。「忠実な表現」に関して、詳細に説明しようという試みに置いて、「客観的に市場価値を有している関連した所有権が事実上存在しているとき、帳簿価格を持たないものとして研究開発費を処理することを除外する」のように、何かを記述することが可能であるだろう。我々は、これが討議資料の著者が持っている考えであるとは考えていないが、確信することができない。このようなあらゆる混乱を避けるために、概念フレームワークが前半でより高次の概念の実務的インプリケーションを詳しく説明するならば、それは有益である。

になるだろう。逆の見方において、概念フレームワークは、会計基準設定者の領域に落ちるものに制限を設定するという細心の注意を要する問題に慎重にならなければならない。概念フレームワークが重要性のない言語への依存により多様になることはない一方で、それが詳細になるときに会計基準設定者にあまりに厳しい領域を課す制限であることはない。例えば（恣意的な例として）、「既存のワランティは公正価値評価により近似される必要がある」や「棚卸資産はその市場が流動的かつ活発であるときのみ、低価法により評価することができる」というものは、コンテキストにそって処理するように会計基準設定者に残された問題を組み込んでいる。

- 受容可能な会計と受容不可能な会計との折り合いを付けることがかなり困難であり、解決するより多くの疑問を生じさせる問題を避けることは重要である。このような問題は、未処理事項になるものを導入することにより複雑さの度合いを増すだろう。この点において、概念フレームワーク文章が問題の解決に有用であると想定されている独立して機能する会計用語の定義を提供するように努力する、ということを我々は言及している。本稿の観点において、例えば、資産や負債の「適切な」定義を考察ために概念フレームワークがどのように有用であるのか、を我々は確認できていない。そうすることは人がシソーラス研究と呼ぶかもしれないものに典型的に退化し、実際このシソーラス研究は対象を明確にしない²⁾。また、このインプリケーションが無制限でこっているとき、一連の考えられ得る測定属性または考えられ得る認識原則を構成するもののような会計理論概念について、議論することに意味がない。ある需要可能なフォーマルな仮定を規定し、次に論理的帰結として会計規則または会計基準を導こうとすることは無益であることはほとんど言うまでもない。会計は単にこれらの種類のアプローチに適していないのである。代わりに、概念フレームワークは、実務的な問題として、会計基準への制限に直接焦点を当てるべきである。したがって、建設的な概念フレームワークは、会計基準設定者が会計問題を解決しようと試みる時に、必然的な出発点を提供するのである。

2) 資産や負債が予期しない結果をもたらす可能性がある限りにおいて、資産と負債の定義は扱いづらい。例えば、FASB-IASBによる負債の定義「負債とは、過去の事象から生じた報告主体の現在の義務であり、その決済が経済的便益を具体化する資源の主体からの流出をもたらすことが予測されるものである。」を考えてみよう。おそらく（独立した規則として）この定義を慎重に扱われていないので、これは驚くべきものではない。同様に、（再度説明しないが）FASB-IASBの資産の定義は、自社製造した製造施設に劣らず自己創設のブランド名が資産であることを含意するべきである。（FASB-IASBの定義は、有形資産と無形資産を区別せず、意図しない結果を区別しない。）定義の「意図せざる結果」を排除する（認識基準のような）追加的な問題が存在するだろうと、人は主張するかもしれないが、それは定義がどの目的に有用であるのか、といった出発点に戻ってしまう。

概念フレームワークに「目的」や「質的特性」のようなものを含めることは無害であるように見えるかもしれない。会計基準設定者が運営している政治的環境において、このような構成要素は、会計基準設定者の考えにおいて彼らの要求が極めて重要である有権者にシグナルを送る際に建設的な役割を提供しているかもしれない。また、(例えば) 資産や負債の定義を取り扱うことは、会計基準設定者が普及を示唆に富んでいる会計基準に基づかせる、ということを送るシグナルすることができる。このアイデアは魅力的であるが、「内情に通じたインサイダー」が単に「善意」を取引することに敬意を表しているだけであるなら、満足できるものではない。

実際にその目的が疑わしいときに、その目的がインプリケーションを有していると考えている個人がいる場合、「目的」などを導入することは、潜在的にネガティブな側面を有している。実際にいくつかインプリケーションが存在している場合に、ある個人が疑り深いという場合も存在するかもしれない。概念フレームワークがイントロダクションのすぐ後に目的や指示の主要なインプリケーションを詳しく説明するならば、これらの問題を回避することができる。したがって、概念フレームワークは、(時々困難である) 会計方針の選択の実際により近づいていくだろう。例えば、「価値関連性」という質的特性がいわゆる公正価値会計の方向性に向かうことを仮定するとしよう。そのとき、なぜ「価値関連性」概念を紹介した直後に、概念フレームワークにおいて明確にその概念を詳細に説明しないのだろうか。そうしないように、作成者が本質的に心配している情報を差し控える慎重な試みと似ているかもしれない。

透明ではない批判を避けるために、粗野な挑戦は概念フレームワークの著者を真正面から見つけるだろう。実務的な会計インプリケーションを「目的」などから導き出すことが実際に可能であるのかと。可能であるなら、それはどのようなものであるのか、どのように生じたのか。我々の視点を再度説明するために、単に「価値との関連性」などが会計基準の作成のためにあまりに上位の基準であるため、これらの問題の解答が否定的であると概して考えている。

この節は、実際上の概念フレームワークがどうあるべきなのか、という我々の考えを提供している。この概念フレームワークは 5 原則から構成されており、すべての会計原則は会計研究に基づくものであるので、新規性を全く主張しない。この目的が、広く理解され、かつ政策的成功を達成するチャンスを持っているものであるなら、新規性の欠如が望ましいものに見えるだろう。本稿の最後において、付録 A がこの原則の背後にある論拠を議論している。

フレームワーク

この概念フレームワークは、会計基準設定者が直面しうる多種多様な測定や認識、分類問題に対応する潜在的な会計基準を採用し、排除する会計原則を記述している。したがって、広義では、この原則は規則的バイアスについて会計基準設定者を導くべきである。また我々は、財

務報告の形式—損益計算書，貸借対照表，株主資本計算書，キャッシュフロー計算書—が記述された原則に直接依存するべきであるため，財務報告の形式を議論する。

一連の概念フレームワークの原則を記述しようと試みた誰もが，U.S.GAAPまたはIFRSや他の多かれ少なかれ「公式」文章とどのように異なっているのかを考えるかもしれない。このタスクがあまりに過酷すぎたという単純な理由でわれわれはこのタスクを実行しなかった。この独自性と起源にかかわらず，我々が提案することは重要である。我々が提示した原則が合理的に明確である範囲において，知識ある読者は現在の概念フレームワークとどう比較するかにおいて僅かな問題にしか直面しないだろう，と我々は考えている。また，知識ある読者は，我々の会計規定のいくつかが現在の実務と異なっている範囲において，GAAPまたはIFRSの批判が完全に沈黙している，ということ認識する必要がある。

我々の原則が会計実務の問題として「過激」または非現実的としてラベルを貼られるとは考えない。逆に，会計概念の歴史を見ると，我々が提供する大部分が現実的に物事を捉えていた多くの研究者によって長年提案されてきたものであると，読者は認識するだろう。少しの目新しさも無い。そうは言うものの，我々は，会計基準や会計概念の複雑さ，および様々な当事者に許容される可能性が高いものについて消極的ではない。「政治的」支持ではなく概念的サポートを探すときに，おそらく人は我々が提案した原則は説得的ではないという様々な主張を行うことが可能である。もちろん政治的支持は極めて重要であるが，このような問題を取り扱うことは本稿の範囲を超えている。

原則

A. 取引の解釈に依存する認識と測定

この「取引」という用語は，企業が従事する現実に検証可能な事象を意味している。最も重要なものは，企業の所有権と契約上の義務を定め，変更するものである。これらは，広く重要である事象とは対照的な立場であるが，通常取引に関連している具体性を欠いている。このような取引は，「アームスレンジス (arms-length)」であり，したがって自己取引を包含しているということが理解される。

資産や負債の変化は，当期に発生する取引により生じる。企業が実行するもの，選択する可能性のあるもの，多かれ少なかれ将来の行動の結果としての主観的推定ではなく，認識や測定が過去と現在の事象に依存しているということを含意している。したがって，棚卸資産や有形固定資産，前払費用や未払費用，繰延税金のような貸借対照表項目の会計は，本質的に期待される将来金額の主観的評価とは対照的に，現在と過去の事象に言及するべきである。現在と過去の事象は，（不良債権や引当金，減価償却のような）特定の取引の企業経験についての慎重な評価を含んでいる。この原則は，一般的に理解されている歴史的原価会計の概念と整合的である。

企業は企業を経営するために費用を負担するので、会計基準は、会計期間に関する範囲を規定する必要があり、貸借対照表における棚卸資産や他の資産に対して支出フローの製品対応または期間対応が容認可能として見なされるべきである、という考えが含まれている。

この原則は、測定属性として様々な公正市場評価の利用を厳しく制限している。公正価値は、会計基準が現在と過去の取引に言及しなければならないという要求から逸脱している。したがってこのアプローチは、例外として見なされるべきである。公正市場価値評価が適用される場合、最低でも問題となる市場は流動的かつ信頼可能でなければならない。リスクや取引費用、取引先企業の業績についての主観的仮定は、基本的に受容可能な会計基準と整合的ではない。これらのアプローチは、操作が容易である様々な時価会計に退化する傾向がある。より一般的に、取引ベース・アプローチにより認識される制限のため、資産や負債の時価会計利用の可能性は広範囲な正当化を要求するべきである。まとめると、この取引原則は「会計は予想ではなく事実に基づくべきである」という伝統的な会計概念と合致している。

B. 営業活動を財務活動から分離

この要求は、営業活動と財務活動が互いに排他的であるだけでなく、包括的である、ということの意味している。経営活動は、現在、将来または過去の期間における売上収益の創出と論理的に関連している取引を反映している。一方で、財務活動は、営業活動と関連する支出に（おそらく明確な利率がない）借入や貸付活動を関連づけている。

実務的問題として、我々はすべての非財務活動を営業活動として考えることができる。「営業現在」という用語が既存の経営と同様に、（純）資本的支出（投資）に関連している、ということである。貸借対照表の財務活動は、現金や（流動的な）市場価格のある（長期や短期の）負債証券、貸付残高、社債や他の類似証券から構成されている。これに応じて、公表されている会計基準は、認識された資産または負債や収益と費用が財務活動であるのか否か、を解決する必要がある。その際に、報酬オプションやリース取引のような難しいケースが生じる。このようなケースは、（この委員会の財務諸表表示プロジェクトにおいて現在行われているように）概念フレームワークによって解決されるよりもむしろ、会計基準設定者により取り組まれなければならない。他に生じる問題は、売掛金や買掛金の分類のように、事業の性質により文脈的であるかもしれない。この原則はまた、測定属性にも影響を与える。公正価値利用の必要条件は、財務活動としての分類である。したがって、原則として、営業資産や営業負債の帳簿価格は、（公正）市場価値評価アプローチを除外している（いくつかの財務項目は測定属性として公正価値を利用しないかもしれない）。営業活動に関する取引パースペクティブの例外は、（1）取引の歴史が資産又は負債測定を有意に導くことができない、（2）期間対応や製品対応が本質的に機能しないために（近似的な）公正価値アプローチが他の明らかな問題を修正する、ということが見られる場

合のみ、会計基準設定主体によって利用されるべきである。

C. 営業利益測定的重要性

この原則は、損益計算書を財務報告における中心的存在として見なしている。結果として、多くの状況において他の3つの財務諸表は主に、損益計算書の解釈を豊にするための有用性や役割を提供している。したがって、現在の財政状態を報告している連続した貸借対照表は、営業利益の非現金項目を捉え、成長と利益指標との関係を示している。事業資産と負債の変化や成長を、当該期間のアクルーアルの結果として解釈することができ、このアクルーアルは営業利益の構成要素の1つである。同様に、キャッシュフロー計算書は、これらのアクルーアルが利益とどのように異なっているのか、またどれだけ一致しているのかを評価するための情報を提供している。

損益計算書において、重要な項目が財務項目前の利益（income before financial items）、つまり税引後営業利益である。営業利益により、この原則は、事業経営やその方向を理解するために、財務諸表利用者は最初に、(1) 売上数値、当期売上とその期待される将来成長、と(2) 当期営業利益率と将来の変化率、に焦点を当てると見なしている。

これにより、貸借対照表とキャッシュフロー計算書は、その補助的役割において、あらゆるビジネス・モデルの中心の特徴を理解することに貢献する必要がある。営業利益への焦点は、当期営業利益が将来営業利益を予想することに対する自然な出発点を提供している、という立場を採用する場合、会計基準は最も効果的であるということの意味する。この焦点を確信しているため、営業利益予想者は、合理的な範囲において、経営状態が本質的に同じ状態であるなら当期営業利益率は変わらないままである、ということ予想すべきである。したがって、会計基準は「持続的（営業）利益」の測定を達成することを目指す。会計基準設定の観点より、この利益概念はいくつかのインプリケーションを有している。第1に、営業活動に関連する貸借対照表項目は、繰延費用や繰延収益に関する明確なルールを通じて（営業）利益平準化の役割を引き受けることが可能である。利益測定に対するこのアプローチは、利益の予測能力を強調している。（現在なら非経常項目は損益計算書で明確に示されなければならない。）例えば、有形固定資産取引による損益は一般的に、グループ減価償却方法を通じて繰り延べられるべきである。この会計処理は利益の指標を平準化する。第2に、会計基準は、当期における非経常費用を改善された将来利益率に変換するあらゆる試みを一般的に阻害すべきである。会計基準は、意図的な簿価の切り下げの利用だけでなく、営業利益に離散のかつ重大な影響を有しているすべてのアクルーアルを強く阻止すべきである。第3に、会計基準は、少なくとも短期において、資産や負債の帳簿価格が公正価値として見なされるかもしれないものとかかなり異なっているかもしれない、ということ認識すべきである。この差異が徐々に消去されるかぎり、受容さ

れる。第 4 に、損益計算書への焦点は、通常考えられる所有権や契約上の義務に関連しない事業資産や負債を数多くもたらすかもしれない。したがって会計基準は、例えば買入「のれん」や「繰延税金負債」を認めることが可能なのである。

D. 貸借対照表保守主義

会計基準は、有形事業資産は合理的に評価された公正価値を超えることがない、というこの原則から作業を始めるべきである。無形資産を取り扱うために、会計基準は、総事業資産や純事業負債が事業全体の公正価値評価を超えないようにするルールが必要であることも認識すべきである。この保守主義の原則は、平均的に純事業資産のリターンが資本コストを超えないということを保証している。

原則 C と営業利益平準化の目的と整合的に、簿価が公正価値評価を超えるなら、結果として生じる調整は一般的に離散的な 1 度限りの簿価の切り下げにより実行されるべきでない。むしろ、この調整は複数期間にわたる費用化の前倒しといった形態を取るべきである。この要求を満たすために、過大評価された償却資産は、1 度限りの費用化とは逆に加速的に費用化される修正された減価償却計画により処理されるべきである。過大評価された棚卸資産は、本質的に無価値である場合でないなら離散的な費用で削減されるべきではない。経営がそれとは逆に説得力のある証拠がないものとして見なされるべきであり、それに伴い企業が他の方法を示唆する会計を利用させないようにすべきである。この方法で適応される保守主義により、事業用資産の簿価を削減する一時的費用の利用を通じて、企業が翌期以降の期間において低い利益率から高い利益率に経営を転換できないようにする。経営モデル自体の非連続性が一時的費用の必要条件であるべきである：連続的状況または低業績は必要条件として十分ではない。

まとめると、この規定された保守主義は一般的に、望ましい事象とは対称的に、望ましくない事象または環境が会計基準を修正する、という伝統的格言を組み込むべきである。この保守主義は、なめらかな利益流れを維持するために、一時的費用を利用することなく一般的に実行されるべきである。したがって、会計基準は、有形資産または事業資産合計が加速償却が生じなかった限られた期間を除いて、公正価値以上になることはない、ということを保証しているのである。

E. 所有権パースペクティブに基づく株主資本会計

この原則は、株主資本が、残余持分と関連している、つまり最も実務的な目的で普通株主の持分と関連していることを要求する。この原則は、負債と普通株主持分のみが貸借対照表の貸方で表示される、つまり「メザニン」区分が存在しない、ということを含意している。結果として、優先株式、ワラントや他の条件付き請求権のような請求権や少数株主持分は、負債の

部で表示されなければならない。

損益計算書は、残余持分パースペクティブと整合的でなければならない。優先配当や条件付き請求権の消滅による損益、少数株主持分の変化は、包括利益に含まれるべきである。従って、普通株主持分の変化は、普通現金配当と他の普通株主との資本取引のみを調整した包括利益と等しくなる。

普通株主とのすべての取引は、現金を伴わないときに現金同等価値で処理される必要がある。この原則は、特別項目としてのその他の包括利益の利用を妨げない。この特別項目は、優先株式や本質的に財務活動である転換社債に関連する実現・未実現損益から構成されている。

財務諸表

この節では、財務諸表に対してまとめた5原則のインプリケーションを発展させる。前述したように、これらのインプリケーションは広範囲に会計を制限するが、同時に特定の資産や負債に対する会計処理を詳細に説明する判断に十分な余地を残している。

貸借対照表

原則Bにより、貸借対照表は、包括的かつ排他的方法において、すべての財務または営業としての資産及び負債に分割するべきである。財務項目に関して、評価が時価指標に基づくのか否かをはっきりとさせるべきである。営業資産及び負債の評価と測定と同様に、金融資産及び負債の簿価は一般的に伝統的な発生主義会計に基づくべきであり、「歴史的原価会計」という用語で理解されているものと一致している。このアプローチは、営業資産及び負債が、その公正価値から大きく乖離する可能性があることを含意している。このような可能性は、(一貫した)貸借対照表が最後の手段として提供し、損益計算書の補助として提供されている、ということを反映している。会計規制の歴史を通じてそうであったように、認識や測定の詳細はまさに基準設定者の範囲に含まれている。このようなケースにおいて、適切なアプローチであるように公正価値評価に大々的に言及する実際の可能性が無かったため、これは営業資産及び負債に対して特に真実である。

損益計算書

営業活動は財務活動と異なっているため、損益計算書において財務項目に関連する損益と(貸借対照表における営業項目と関連する)営業収益とは区別されるべきである。次に、営業収益は取引の解釈及び、すでに認識された収益に対して期間または財貨及びサービスによる費用の対応に依存している。

損益計算書の重要性により、利益は将来利益予測の有用な出発点が要求される。実行可能な

範囲内で、純営業利益は持続的であるべきである。これにより、営業利益と財務利益の両方は、非経常要素と経常要素に分類されるべきである。したがって、全体的に損益計算書を見ると、4つの区分：(税引後の) 営業経常区分、営業非経常区分、財務経常区分、財務非経常区分に分類される。この概念フレームワークにおいて、計上分類での営業収益は、主要な業績指標として提供される。会計原則は、非経常費用を組み入れる、裁量的な貸借対照表保守主義を認めないことにより、便益を得る。実務的に実行可能な範囲において、5原則は裁量の余地なしに一貫した方法に置いて各期間にわたり企業の営業費用を配分するべきである。

株主資本計算書

所有権原則と整合的であるように、この株主資本計算書は、企業の残余持分つまり普通株主の持分を追跡している。2つの要素が普通株主持分の変化のすべての原因になるはずである。すなわち、(1) 包括利益によって決定される当期の価値創出より (2) 普通株主の資本拠出総額と普通 (現金) 配当と自社株買いの差額により決定される普通株主に対する価値の純分配、を控除したものである。

第2の要素に関して、取引間で同質性を維持するために、すべての分配や貢献は公正市場価値で記録されるべきである。株式における取引が公正な市場価値評価に関する損益を伴う場合、その損益は包括利益に含まれなければならない。

キャッシュフロー計算書

キャッシュフロー計算書がこの5原則における会計指針により規定されない情報を提供している、と主張することは可能である。いわゆる営業利益の価値関連性または所有権原則についての考えが、最も有用なキャッシュフロー情報を作り出す方法に制限を掛けるべきだろうか。キャッシュフロー計算書は、投資家よりも流動性を懸念する債権者に感心を向けてもよいのか。これらの問題は、キャッシュフローに関連する会計基準の歴史の観点から優れた問題である。会計基準設定者は、キャッシュフローの全体像が、資産や負債の測定属性または優先株式が資本または負債として処理されるのかどうかとはほとんど無関係である、「(現金) の概念や営業活動によるキャッシュフローや投資活動によるキャッシュフローと呼ばれるものの区別のような) 独自の複雑な問題を引き起こしている、ということを常に認識している。

とはいえ、本稿の原則を高く評価するつもりであるなら、キャッシュフロー計算書がどのように見えるのかを訪ねることができる。この原則は、キャッシュフロー計算書が(「純利益」として残余請求権への焦点により) 所有権の概念、(営業利益測定と請求者に対するキャッシュフローの会計に対して発生主義会計の概念を組み込んでいる) 営業活動と財務活動、そして(貸借対照表のように、キャッシュフロー計算書が損益計算書の補助で表示されるように) 利益指標の重要性を組み込

んでいる必要がある，ということを含意している。

これにより，キャッシュフロー計算書は損益計算書のように，最初の項目は売上と関連するように表示されるべきである。キャッシュフロー計算書や損益計算書における控除(deductions)は(有用と思われるが実際には難しい)1対1対応を有しているという特定の要求は存在しないが，それにもかかわらず，キャッシュフロー計算書は発生主義の測定とは独立している損益計算書の構造を有しているべきである。したがって，キャッシュフロー計算書は，発生主義というよりも現金主義の損益計算書を報告する。「現金」の概念は，キャッシュフロー計算書が一貫した貸借対照表における金融資産や金融負債の変化を通じて調整されるような財務活動に依存している。したがって，この現金概念は，「現金」は短期投資のような現金同等物だけでなく社債や他の金融負債も含むことが可能である，という意味で広い概念である。

損益計算書と同様に，キャッシュフロー計算書は，現金主義で営業利益を表す小計を提供するべきである。つまり，(税引後)財務項目前の現金主義における包括利益を提供するべきである。実際に，キャッシュフロー計算書に対するこのアプローチは，事業資産の変化(事業負債の純変化)が期間の総発生項目と一致する，ということの意味している。

この「直接法」キャッシュフロー計算書を実行するために，会計原則Bに関連する会計基準が最も重要となるだろう。これは，現金概念やフロー概念は，企業の財務活動が「現金や現金同等物」のプールにより識別されるものとして企業の財務活動を考えることができる，という概念と切り離せないものである，ということを含意している。このアプローチは，長期的な便益を有している，例えば資本的支出や研究開発費のようなものとは対称的な現在の活動によるキャッシュアウトフローを区別する需要を直ちに取り扱うことができる。これは，付属明細表を通じて，または損益計算書とキャッシュフロー計算書との差を説明する縦覧式表示において実行される。

付録 A. 5 原則を支持する根拠

A. 取引ベース会計

この原則は明らかな有用性という長い歴史を有している。この原則は，会計が信頼可能であり，客観的であり，そして観察可能かつ検証可能である事象に基づいている必要がある，ということを含意している。これは予想される事象(例えば製品に対する明らかな将来需要など)が直ちに勘定で示されない—会計はほとんど適時的でない—ということを含意している一方で，比較的主観的解釈に基づいている事象の代替的な会計は，その価値よりもより多くの問題—潜在的な特定勘定の操作—を引き起こす。会計は，合理的かつ正直な個人が，貸借対照表上の資産や負債価値がどうあるべきであるのかについて，実質的に非同意することができる会計基準に

基礎を置くべきではない。厳密で事象依存の原則を積み重ねることにより、結果について合意することはより容易になり、「利益を調整する」ことは非常に難しくなるだろう。財務諸表が企業業績の不完全な絵に色をつけることだけが可能であることを認識する一方で、(財務諸表が適切に監査されていたと仮定すると) 勘定科目がいくらか完全性を有していることをアナリストは保証される。もちろんより「主観的」で「将来指向的な」情報の十分な余地が残されているが、この情報は注記 (footnotes) に属している。この脚注の指示により、このような問題について合意しないことができる合理的な人々に対してでさえ、アナリストはこのような主観的かつ将来指向的な情報について多大な注意が要求される、ということを知ることだろう。まとめると、この推論は、経営状況を理解するために後者の情報が将来指向的で潜在的に高く価値関連的であるときでさえ、会計報告の焦点は、あらゆる主観的要素を加えるよりも、むしろ取引の解釈や取引の明確な特徴に置かれるべきである、ということを知っている。

この原則は、資産または負債が深く流動的な市場において取引されているという厳しい条件を満たさない限り、公正価値概念を効果的に却下する。次にこれは、近似的な意味においてでさえ、資産と負債の簿価が公正価値と関連していると主張しない、ということの意味している。(修正された) 歴史的な原価会計の提案者は、この決定がなぜ初期に重要でないように見えたのかを説明している。期末と期首の貸借対照表における「欠損」値が利益測定の見点から部分的に相殺されている、という事実によりこの決定は軽減されている。(もし「欠損」値が同じであるなら、これらの「誤差」は完全に相殺される)

狭い取引ベースの会計でさえ、「製品保証引当金」や有形固定資産に対する会計が明確な例であるように、いくらかの将来予想を避けることができない。しかし関連するアクルーアルは、かなりの範囲において「主観的な」インプットを避ける歴史的な経験または広く正当なルールに依存している傾向にある、それにもかかわらず、会計基準設定者は、会計基準における将来指向情報においてどのように「最善の」要素に関して常に努力してきただろう。会計基準設定者がこのような活動に従事しているので、次のものを重要視する必要がある。(1) 遅かれ早かれ、利益マネジメントを容認している会計基準は、どれほど十分に構築されているとしても問題が生じることを保証しているのである、(2) 流動的な市場が存在しない公正価値アプローチは、重大な主観的インプットを容認する傾向にある、(3)、流動的な市場が存在しない場合、会計基準は主要なインプットとして実際の検証可能な取引やそれらの特性に関する解釈に焦点を当てることにより、将来指向的な情報や利益マネジメントを実質的に避けることが可能である。

B. 営業活動 v.s 財務活動

現代ファイナンス理論や関連する財務諸表分析は、財務活動と非財務(営業)活動に企業活

動を分類することに依存している。優れた理由でこのスキームが導入されている。損益計算書における売上概念、顧客からの収益と対応する営業費用の数値により、(事前的な) 価値創造的活動を識別している。一方で、財務活動は(少なくともファーストカットとして) NPV ゼロ活動と呼ばれている。財務活動は目的のための手段、つまり営業活動の実行である。したがって、財務活動は時価会計 (mark-to-market accounting) の適用のための必要条件を提供している。つまり、営業・財務活動の原則の実施は、企業業績を評価するときにアナリストや他の財務諸表利用者にとって有用であるべきである。アナリストは、将来の展望を評価するために営業活動の隆起や金融政策が証券リスクを悪化または抑制することに鋭く気付いている。この財務諸表利用者の要求と整合的な財務諸表を作成することにより、膨大な時間を消費する作業が排除されるだろう。

公正な市場評価が営業活動に対して適切でないという「測定属性」の結論は、営業活動は価値創造の末であるが、業務戦略が顧客との取引で確認されるまで価値は認識されるべきではない、という取引原則と結合する。したがって、将来指向的な情報の必要性は削除される。一方で、金融資産の価値は典型的に企業の活動や選択とは独立であるため、財務活動への時価の適用は正当化される。

この分類が多かれ少なかれ主観的主張の問題であるという取引に企業が従事するとき、分類スキームが有する明らかな困難が生じる。金融産業がまさにこのケースであり、二分法は実際には極めて不明瞭である。非金融業にとって、流動的でない株式への投資や非戦略的不動産投資は次の問題を提起している。これらの状況が提案されている原則の有用性を無効にしているのだろうか。その背後にある基本的な概念は理解されれば、この原則は有効であると我々は考えている。(ある取引が戦略的な価値創造プロセスの一部ではなく、その取引がこのカテゴリーに落ちることに疑問があるなら、その活動が営業活動として分類される。) したがって、企業が戦略的活動に従事しており、その結果が価値付加活動を広く補助する(財務) 活動から区別して理解される必要がある、ということを経営基準が認識しているので、財務諸表利用者は十分に有用であるだろう。この区別が常に明確でないかもしれないという事実は、この原則を無効にしない。

C. 損益計算書の重要性および利益測定

財務諸表の利用についての簡略的観測により、この視点：予想であり、予測され報告されるものが利益である、が正当であることを検証している。ほとんど議論を必要としないが、FASB-IASB 概念フレームワーク討議資料において所与とされる明確な貸借対照表(資産負債測定) アプローチを強調する必要がある。まるで資産や負債が分割可能(かつ多くの[無形] 資産が見られない) ように報告そして集計された個別の資産と負債を含む貸借対照表が、同時に利用される資産と負債に対する総合的な業績指標を提供することは不可能である。しかし、損

益計算書は(貸借対照表に計上されていない資産からの利益を含む)同時利用からの概要数値である利益を提供している。

ほとんど明らかではないが、財務諸表利用者、特にアナリストは、翌期(又は翌四半期)の純利益を予想する出発点として有用である数値を探すために損益計算書を分析する傾向にある、ということさらさら我々は主張する。したがって、会計基準が利益が期間にわたって「平準化」されるようなシステムティックな傾向において取引を評価する、ということは理にかなっている。もしこの主張がある事業資産や事業負債は認知されている「公正価値」と一致しないということの意味するなら、そのままよい。それゆえ、本稿の動機は、損益計算書が貸借対照表上の純資産価値の期首と期末における「誤差」が実質的に相殺される限り、損益計算書が極めて有用となり得るという強い概念に依存している。GAAPによる現在の研究開発費会計はこの視点を例示している。損益計算書は一般的に資産化による影響をほとんど受けないのである。実際にこの概念は、伝統的な歴史的な原価会計の有用性を正当化するために最も重要なものである。

D. 保守主義

この保守主義の原則はいくらか冗長であるように見えるかもしれない。それにもかかわらず、(1) 重大でない限り過大評価が容認される、(2) 一般的に過大評価の存在は離散的な評価減よりも多期間にわたる費用化の加速をもたらす、ように会計基準が機能することを認める場合には、この保守主義の原則は冗長ではない。言い換えると、保守主義は、離散的かつ裁量的なスキームが無い場合に、平均的に簿価を上回る公正価値を保持する。誤差概念の(部分的な)相殺を利用するので、保守的な特性は利益測定と整合的である。重要な不確実性を解消する事象が生じるまで、利益認識を将来に繰り延べるといった概念を構築するため、保守主義の原則は望ましい。したがって、多かれ少なかれ隠された非経常項目の大部分をもたらすような裁量的な保守主義へと悪化させないことが重要である。GAAP会計はすでに貸借対照表の保守主義において確立しており、「過度な」保守主義でない限り不適切であると主張されることはほとんど無かった。つまり、適切に履行される保守主義は、成果における(事前の)事業リスクや利益認識の遅れが表裏一体であるという概念を反映するべきである。

E. 所有権パースペクティブ

株式評価の文脈において初歩的な財務諸表分析は、貸借対照表や損益計算書における残余持分が普通株主に関連しているということを常に強調している。したがって、資本市場が財務報告者の主要な利用者であるということを受け入れているなら、この原則は採用されるべきである。ドル相場の観点から、現在の株式市場が債券市場を支配しているということは疑う余地が

ない。さらに、実際に債権者が財務報告において企業主体観（entity perspective）を愛好するかどうかは全く明確ではない。我々は、このような状況があったということを承知していない。実際に、普通株主の財産権（請求権）の明確な識別もまた、少数株主持分を含む、その他のモノによる主張を図示している。一般的な企業主体観のもう一つの利点は、偶発的持分証券（contingent equity securities）（ワラント，報酬オプション，転換社債，特定のプットオプション）に対する調整の必要性が無い限りにおいて、EPSの計算を単純化する、というものである。これらの有価証券が負債や収益又は費用として処理されるなら、分母も分子も潜在的な希釈効果の調整を要求しない。まとめると、会計の所有権理論は、企業体理論よりもより首尾一貫したパースペクティブを提供する。

付録 B. 委員会メンバーからの反対意見

Rob Bloomfield の反対意見

私は、会計基準の基礎を再考しようと努力している審議会の一員であることを大変光栄に思っている。また、本論文が、（この委員会に参加していない）多くの会計研究者が会計基準設定主体に同意しないという問題について建設的な議論を期待している。しかし、私は財務報告の目的や財務報告の望ましい品質を概念フレームワークが明確に定義する必要がある、と考えているため、異議を唱えなければならない。そのような概念フレームワークを避けることにより、会計基準に課したい制限を主張し、すでに意見の同意を得ていない人々を説得するために、強力なツールを否定してきた。

「有用なフレームワークの特性」という章において、その大部分は同視しないことが不可能である一般的な記述を避けるべきであると述べている。実際の会計基準は、実際に重要な結果を持っていないときに身長に選択された基準に従っているだろうという口実を維持するため、また、実際に実行される必要がある、規制当局が公布することができる将来の会計基準を制限することにより厳しい特定の会計原則を提供することからそれていくので、特に目的や特定の目標についての記述を避けるべきである。

ほぼ世界共通の合意を支配する目的を記述している概念フレームワークは、政策を導くための強力な道具でありうる。おそらく、最も有名な例は、独立宣言の冒頭文言（「われらは以下の諸事実を自明なものと見なす」）やアメリカ合衆国憲法の序文（「われら合衆国人民は、より完全な結合を形成し、正義を樹立し、国内の静穏を確保し、共同体の防衛に備え、一般的に福祉を促進し、我らと我らの子孫に自由の恵沢を確保する目的をもって、アメリカ合衆国のため、ここにこの憲法を制定し確立する」）である。付録 A は、第 1 段落における価値関連性、信頼性、検証可能性、適時性、忠実性に言及することにより概念を形成し、説得力のある議論を構築するために既存の概念フ

レームワークの能力を意図せずして例示している。

私は、実務上の判断と政治的な圧力が概念上の目的に勝ることを直ちに認める。しかし、憲法についても同様のことが言える。実際に、米国憲法修正第 1 項を解釈することが非常に難しいため、単に言論の自由を制限する政府の能力を制限している特定の法律を単純に制定するべきであると主張する、ということを大部分は議論している。しかし、より大きな政治的目標の明確な記述に対するこれらの法律を作成することなく、どのように実務上の判断のバランスをとり、どのように政治的圧力に抵抗すればよいのだろうか。合意された目的に言及することができずに、当初好まない立場を取るように他人をどのように説得するのだろうか。

既存の概念フレームワークにおいて述べられているように、財務報告の目的は世界共通の合意であると主張することにより、この多数派もまた誤っている。財務報告が（概念フレームワークの第 1 段落で述べられているように）「現在および将来の投資家、債権者やその他のものが投資や貸付、同様の資源配分決定を行う際に有用な情報を提供することが可能であるべきである」という既存の概念フレームワークの記述に多くのものが賛同している。しかし金融危機の影響により、ある政策策定者は財務報告がマクロ経済的な安定性を促進するべきであると主張してきた。この金融危機以前でさえ、ある研究者は財務報告が企業とその他利害関係者間の契約を促進するべきであると暗に主張してきた。私の観点では、これら両方の目的は、既存の概念フレームワークにおいて述べられているものと異なっている。

この会計原則が既存の会計基準と提案された会計基準との主要な対立により述べられている理由に対して 2 つの有力な説明が可能であるため、目的について非同意を認識することが重要である。多くのものは財務報告の目的という会計基準設定者の観点に同意しないかもしれない、または既存の会計基準がこれらの目的を達成することに失敗していると単純に考えているかもしれない。この文章で提示された理由は、これらの選択肢を区別することが可能であるほど十分正確ではない。最初に、本論文において多くの人が「常識」への訴えに頼っている。次に、この委員会は、取引を解釈することに基礎を置く認識と測定が『「会計は事実に基づくべきであり、予想に基づくべきでない」という伝統的な会計格言』により正当化されている、という原則を正当化している。しかし、読者がなぜこの概念フレームワークになぜ同意するべきであるのかは明らかではない。明確に述べられた目的の共通基盤がなければ、このような推論は特定の会計原則または会計基準について同意しない当事者間の生産的な対話をもたらす可能性は低いように思える。

本委員会より提示されている 5 原則について、ここで公表するつもりではない多くのごまかしにもかかわらず、私は多くの委員と意思を共有している。しかし、いくつかの原則は私が受け入れない 1 つの財務報告の目的に暗に基づいているように見える。その 1 つの財務報告の目的とは、会計基準がアナリストや他の財務諸表利用者が最小限の調整で利用することができる

る（持続的事業利益の尺度のような）概要数値を提供すべきである、というものである。FASB や IASB により受け入れられ、大多数により拒否されてきた資産負債観が、より持続的かつ客観的な構成要素と同様に、非常に一時的かつ主観的な構成要素を含む包括利益尺度をもたらしている、ということは明白である。アナリストは、将来キャッシュフローや企業業績の指標を推定するので、これら多様な構成要素を識別することが極めて必要である。しかし、財務諸表利用者は最も有用であると理解する概要指標と異なっており、この概要指標が包括利益と異なれば異なるほど、財務諸表作成者は利己的な分類や判断を通じてより簡単に概要指標を操作することが可能となる。

（コア事業利益のような）概要統計量を構成する検出力は、財務諸表作成者ではなく財務諸表利用者の手にあることが望ましい。したがって、概念フレームワークに対する私の提案により、財務報告の目的は、最も優れた広範囲に利用可能な技術と金融理論を所与として、すべての利用可能な情報を処理したいと考え、処理することができる最も洗練された財務諸表利用者の意思決定を補助することである、と特定される。ディスクロージャーの非集計は財務報告の主要な望ましい品質であると考えられるべきであり、総包括利益以外のあらゆる利益数値の特定の表示は財務報告の主要な望ましくない品質であると考えられるべきである。1株あたりで業績を計算すること、またはより持続的またはより事業で結合された項目に対して調整することは、財務諸表作成者ではなく財務諸表利用者の権利として残すべきである。私は、アメリカ会計学会が基本的問題を再考している委員会を有していることはすばらしいと考えており、本論文により私は概念フレームワークの役割についてより慎重に考えさせられている。しかし、結局本稿は小事にとらわれ大事を見失っており、（序文で述べたように）「誰もが同意する決まり文句」の価値を認識していないように思う。この問題提起を行う文章を執筆した筆者に感謝と祝辞を送る。

Ted Christensen の反対意見

著者らは、概念フレームワーク文章において彼らの視点を示すという偉大な仕事を実行した。私は、第1回会議で彼らに対して編集上の提案をいくつか提供し、この仕事が継続し続けることを望んだ。しかし、現在の考えでは、（少なくとも現在のままでは）概念フレームワークを指示することはためらわれる。Rob Bloomfield の反対意見を読んだ後、私はこの概念フレームワークで提示されたものよりも彼の視点とかなり一致している。この概念フレームワークは非常に示唆に富んでいる多くの側面を有しているが、それ以外は私の考えと全く適合しない。私は棄権しようと考えたが、Rob の反対意見を読んだ後、彼に賛同しよう決心した。彼は反対意見を述べたが、私は彼の反対意見に「加わるもの」として記載されることをうれしく思う。

Ross Watts の反対意見

著者らは、貸借対照表項目についての議論を排除することによって損益計算書に集中することから生じる貸借対照表項目の検証可能性についての懸念に应运てきた。貸借対照表項目は少なくとも公正な評価と同様に検証不可能であり、極めて誤解されやすい財務報告となるだろう。これを所与とすると、私はこの理由と、貸借対照表の純資産の役割（事業継続の機会費用）に対する配慮の欠如を理由に、反対しているということを記述するように要求しているのである。私の意見では、財務諸表はダーティーサープラスを通じて、財務諸表は（検証可能性の制約を条件として）本稿で予想される利益の役割と機会費用の役割の両方に取り組むことができる。